

新潟市・新潟都市圏大学連合 包括連携協定書

新潟市（以下「甲」という。）と新潟都市圏大学連合（以下「乙」という。）は、次のとおり包括連携協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が連携、協力して、乙を構成する各大学の持つ専門性や、知的、人的、物的資源を相互に有効活用することにより、コミュニティ・ビジネス等の分野において地元で活躍できるひとづくりや、学術研究の向上並びに活力ある個性豊かなまちづくりに寄与することを目的とする。

（構成）

第2条 乙は、新潟県立大学、新潟国際情報大学、新潟青陵大学、新潟薬科大学、敬和学園大学、事業創造大学院大学、新潟青陵大学短期大学部をもって構成する。

（連携・協力内容）

第3条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、教育・研究・社会貢献活動に関わる次に掲げる事項について、包括的に連携し、協力する。

- (1) 人材の育成に関すること。
- (2) 教育、文化に関すること。
- (3) 施設等の有効活用に関すること。
- (4) 活力ある個性豊かな地域コミュニティの形成・発展に関すること。
- (5) その他、甲と乙が必要と認めること。

（連携協議会）

第4条 前条に掲げる円滑な推進を図るため、甲及び乙が構成する連携協議会を設置するものとする。

2 連携協議会に関し必要な事項は別に定める。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は協定締結の日から3年間とする。ただし、本協定の有効期間満了の日の30日前までに、甲及び乙から書面による解約・変更の申し出が無い場合は、さらに3年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第6条 本協定に定めるもののほか、連携及び協力に関し必要な事項は、甲及び乙が別途協議して定める。

本協定締結の証として本書8通を作成し、甲及び乙が記名のうえ、各々1通を保有する。

平成27年6月11日

甲 新潟県新潟市中央区学校町通1番町602番地1

新潟市長

藤田 昭

乙 新潟県新潟市東区海老ヶ瀬471番地

新潟県立大学 学長

藤田 孝

新潟県新潟市西区みずき野3丁目1番1号

新潟国際情報大学 学長

平山 純夫

新潟県新潟市中央区水道町1丁目5939番地

新潟青陵大学 学長

諫山 正

新潟県新潟市秋葉区東島265番地1

新潟薬科大学 学長

寿田 弘

新潟県新潟市富塚1270番地

敬和学園大学 学長

山田 耕太

新潟県新潟市中央区米山3丁目1番46号

事業創造大学院大学 学長

仙石 正和

新潟県新潟市中央区水道町1丁目5939番地

新潟青陵大学短期大学部 学長

南 昭一